

## 届出を不要とする場合の経過措置について

令和4年9月30日までに以下の状態になっている行為については、届出は不要です。

行為の種類		届出を不要とする経過措置が適用されるもの	
建築物	新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の基礎工事に着手しているもの</li> <li>・ 建築確認申請済のもの</li> <li>・ 農地転用申請済のもの</li> <li>・ 群馬県景観条例による届出済のもの</li> </ul>	
	改築、増築、移転		
	外観の模様替え又は色彩の変更		
工作物	新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	さく、門、塀、擁壁の類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の基礎工事に着手しているもの</li> <li>・ 建築確認申請済のもの</li> <li>・ 農地転用申請済のもの</li> <li>・ 安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例による申請済のもの</li> <li>・ 群馬県景観条例による届出済のもの</li> </ul> <p>※太陽光発電設備は群馬県景観条例では工作物に該当させていないため、太陽光発電設備の設置に関連する土地の区画形質の変更で、県条例に基づき届出をしているものでも、令和4年9月30日までに太陽光発電設備の基礎工事に着手していないものは市条例の太陽光発電設備に係る届出は必要となる。</p>
		電波塔、物見塔、装飾塔の類	
		煙突、排気塔の類	
		高架水槽、冷却塔の類	
		鉄筋コンクリート造柱、金属製又は木製の柱の類	
		電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系（その支持物を含む。）	
		彫刻、記念碑の類	
		観覧車等の遊戯施設の類	
		アスファルトプラント等の類	
		自動車車庫の用に供する立体的施設、駐輪場の類	
		石油等の貯蔵・処理施設	
		汚水処理施設等の類	
風力発電施設			
太陽光発電設備※			
屋外における物品の集積又は貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安中市土砂等による埋立て等に関する条例の手続き済のもの</li> <li>・ すでに堆積物を積み上げたもの</li> <li>・ 群馬県景観条例による届出済のもの</li> </ul>	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土砂等の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土、盛土を行ったもの</li> <li>・ 採石法の手続き済のもの</li> <li>・ 農地転用申請済のもの</li> <li>・ 農地改良届提出済のもの</li> <li>・ 群馬県景観条例による届出済のもの</li> </ul>	
土地の区画形質の変更			
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 群馬県屋外広告物条例申請済のもの</li> <li>・ 群馬県景観条例による届出済のもの</li> </ul>	